○内閣府
財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ニ、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 ［一～七　略］ 八　令第二条第一号レの資金 漁業者が、漁業経営の改善のために漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金 ［1～4　略］ 5　漁業を営む法人の株式若しくは持分の取得又は漁業を営む法人への出資に必要な資金 ［九～二十四　略］	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ニ、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 ［一～七　同上］ 八　令第二条第一号レの資金 漁業者が、漁業経営の改善のために漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金 ［1～4　同上］ ［号の細分を加える。］ ［九～二十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○こども家庭庁告示第四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十六　略］ 十七　基礎分　当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行った場合に、次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。 ［表　略］ 十八　賃金改善分　当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じて加算されるものとして下欄に掲げる割合及び別表第二又は別表第三に規定する割合を合わせたものをいう。 ［表　略］ 十九　削除	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十六　同上］ 十七　基礎分　次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。 ［表　同上］ 十八　賃金改善要件分　当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、基礎分に加算されるものとして下欄に掲げる割合をいう。 ［表　同上］ 十九　キャリアパス要件分　当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善要件分から減じる二パーセントの割合をいう。